

新型コロナウイルス感染症に関する 経済産業省・厚生労働省・群馬県の情報提供について

新型コロナウイルス感染症に関して、厚生労働省、中小企業庁、群馬県より各種情報が提供されています。本稿では、主な情報提供先のURL・QRコードをお知らせします。

なお、本会を含む各都道府県中央会も、「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」となっており、相談を受け付けています。

新しい情報が入り次第、本会からも随時情報提供させていただきます。

●新型コロナウイルス感染症関連支援策【経済産業省】

(経済産業省関連の各種支援策が掲載されています)

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>



●新型コロナウイルス感染症について【厚生労働省】

(新型コロナウイルスの発生状況などについて掲載されています)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html



●新型コロナウイルスに関するQ & A (一般の方向け)【厚生労働省】

(新型コロナウイルスの感染予防などに関する情報が掲載されています)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html



●新型コロナウイルスに関するQ & A (企業の方向け)【厚生労働省】

(労働に関する企業向けQ & Aなどが掲載されています)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html



●新型コロナウイルス感染症について【群馬県】

(県民向け・事業者向け各種情報が掲載されています)

https://www.pref.gunma.jp/02/d29g_00243.html



※上記の情報は令和2年3月16日現在のものです。また、上記サイトは随時更新されていますので、最新の情報確認をお願いします。

時間外労働の上限規制について

時間外労働の上限規制が2020年4月より中小企業に対しても適用されます。
 残業時間の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。

※法定労働時間を超えて労働者に時間外労働をさせる場合には、「労働基準法第36条に基づく労使協定（36協定）」の締結、所轄労働基準監督署長への届出が必要です。

臨時的な特別の事情があっても、
 以下を超えることはできません。

年720時間以内

複数月平均80時間以内 [休日労働を含む]

〔2か月平均〕〔3か月平均〕〔4か月平均〕〔5か月平均〕
 〔6か月平均〕がすべて1月当たり80時間以内

月100時間未満 [休日労働を含む]

月80時間は、1日当たり4時間程度の残業に相当します。

また、原則である月45時間を超えることができるのは、年間6か月までです。

※違反した場合には、罰則(6か月以下の懲役または30万円以下の罰金)が科されるおそれがあります。

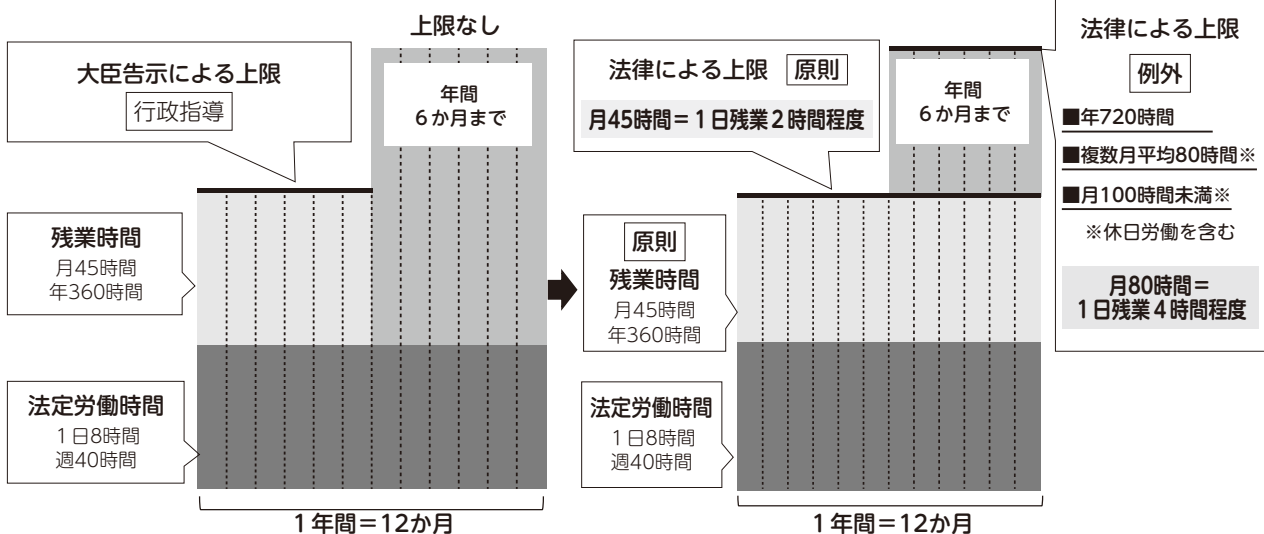
改正前と改正後のポイント

[改正前]

法律上は、残業時間の上限がありませんでした (行政指導のみ)。

[改正後]

法律で残業時間の上限を定め、これを超える残業はできなくなります。



※詳細につきましては、厚生労働省の下記HP「働き方改革特設サイト」をご覧ください。
<https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/overtime.html>

移住支援金の対象となる 求人募集中!

人手不足でお悩みの企業様の

人材確保をお手伝い!

求人情報を群馬県が運営する
マッチングサイトに掲載します。

**掲載
無料!**



群馬県のマスコット
「ぐんまちゃん」

下記法人にも 対象が拡大しました!

詳細は次項『移住支援金対象求人の主な要件』をご確認ください

- ・「**第三セクター**」の一部(※1)
- ・「**資本金10億円以上の法人**」の一部(※2)
- ・「**本店所在地が東京圏の法人**」の一部(※3)

(※1) 出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人
(※2) 「営利を目的とする私企業」ではない法人
・資本金概ね50億円未満の「営利を目的とする私企業」であって、市町村長の推薦に基づき知事が必要と認めた場合
(※3) 東京圏以外を勤務地とする勤務地限定型社員を採用する場合

移住支援金とは

東京圏から県内への移住促進策として、
東京23区から(※)県内に移住し
対象求人に就業した方に、市町村を
通じて移住支援金を支給する制度です。
(※) 東京23区在住者又は通勤者

対象求人に応じた移住者へ

単身で **60万円**

世帯で **100万円**



(ジョブカフェぐんまHP)

<問い合わせ先>
求人登録関係



群馬県

移住支援金制度関係

ジョブカフェぐんま東毛サテライト
群馬県労働政策課
群馬県地域政策課

0277-20-8228
027-226-3408
027-226-2370

マッチングサイトへの登録方法

※詳しくはジョブカフェぐんまHPにて

① 移住支援金対象求人の要件を確認

詳細はジョブカフェぐんまHPで確認

② ハローワークへ求人申込み

既に申込み済みの場合は③へ

③ ハローワーク求人票の写しを見ながら マッチングサイトの登録書を作成

エクセルファイルでの作成

④ ジョブカフェぐんま東毛サテライトへ 登録書と添付書類を提出

登録書はEメール、添付書類は郵送

● 登録料は必要？

- 登録や求人掲載は無料です。
- 移住者に対する支援金も、法人からの負担はありません。

● 登録手続きは大変？

- ハローワーク求人票を見ながら記入するので簡単です。
- 左記の手続き以外に、事前に計画書等を提出するなどの必要はありません。

● 既にハローワークやジョブカフェぐんま に登録していますが、改めて登録が必要？

- 別の制度となるため、マッチングサイトへの登録申請が必要となります。

移住支援金対象求人の主な要件

※詳しくはジョブカフェぐんまHPにて

※(1)の法人による、(2)の求人が移住支援金の対象求人となります。

(1) 対象法人

「農業・林業」「建設業」「製造業」「運輸業」「宿泊業・飲食サービス業」「医療・福祉」など、幅広い分野の法人が対象になります。

※上記の分野に該当しなくても、「群馬県いきいきGカンパニー」の認証を受けている企業など、働きやすい職場環境づくりに取り組む企業は、すべて対象になります。

また、次のすべてを満たすことが必要です

- ①官公庁等でないこと(※1)
- ②資本金10億円以上の営利を目的とする私企業(※2)ではないこと(※3)
- ③みなし大企業(※4)でないこと
- ④本店所在地が東京圏(※5)のうち条件不利地域(※6)以外の地域にある法人(勤務地限定型社員(※7)を採用する法人を除く)ではないこと
- ⑤雇用保険の適用事業主であること
- ⑥風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと
- ⑦暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと

(2) 求人要件

週20時間以上の無期雇用契約

- (※1) 独立行政法人、一部事務組合等の国又は地方公共団体が設立・出資又は出えんしている主体は要件を満たしませんが、第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人は要件を満たします。
- (※2) 「営利を目的とする私企業」とは、会社法の規定に基づいて設立されている株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び特例有限会社を想定しています。
- (※3) 資本金概ね50億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人は要件を満たします。
- (※4) みなし大企業とは、以下のいずれかに該当する法人です。
 - 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
 - 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
 - 資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人
- (※5) 東京圏とは、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県を指します。
- (※6) 条件不利地域とは、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村を指します。
- (※7) 東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限りです。

移住支援金対象者の要件

- 【移住元】東京23区在住又は通勤者
(直前1年以上、かつ、直前の10年間のうち通算5年以上の
在住又は通勤)
- 【移住先】群馬県内へ移住した方
- 【就業】マッチングサイト(※ジョブカフェぐんまHP内)に
移住支援金の対象として掲載する求人に
新規就業した方

対象者の詳しい要件については
こちらからご確認ください。



(ぐんま暮らしポータルサイト)



《参考》移住者を採用した事業主への支援<中途採用等支援助成金(UIJターンコース)>

東京圏からの移住者を雇い入れた事業主に対し、その採用活動に要した経費の一部が助成されます。助成金の受給には、事前に採用活動に係る計画書を提出し、労働局長の認定を受けるなどの要件があります。申請を検討される方は、群馬労働局又はハローワークにお問い合わせください。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00002.html)

ハローワークへ求人を出される事業所の方へ

求人広告掲載時のトラブルにご注意ください

最近、電話で「**無料で当社のサイトに求人広告を掲載しませんか？**」との勧誘があり、契約したところ、無料掲載期間経過後に自動で有料掲載へ移行し、多額の広告料金を請求されるといった事案が発生しております。

求人広告をインターネット等に掲載依頼する際には、事前に広告料金や掲載期間、無料掲載期間終了後の料金、解約方法等を確認した上で契約を行ってください。

《実際に相談のあったケース》

- ◆電話で求人広告の無料掲載の案内を受け、申請書がFAXで届き契約。申請書の下に「〇〇日経過後は有料掲載へ移行する。」と小さく記載されていたが、電話では有料掲載の話もなかったことから、記載内容に気がつかなかった。その結果、無料掲載期間経過後に自動で有料掲載に移行し、多額の広告料金を請求された。

※なお、求人者の求めに応じ、その募集情報をインターネット等で提供すること（あつせん行為を含まない。）や、その広告料金を請求することは違法ではありません。

